

# 特定非営利活動法人 ホームレス支援「福岡おにぎりの会」定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ホームレス支援「福岡おにぎりの会」と称し、登記簿上、これを特定非営利活動法人ホームレス支援福岡おにぎりの会と表示する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市博多区美野島2丁目5番31号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、野宿生活を余儀なくされている人々に対し、その生活支援、自立支援および社会的処遇改善に関する事業を行うことを以て、社会福祉の向上を図ることを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、特定非営利活動として、次に掲げる事業を行う。

- 1) 基礎的支援事業(炊き出し、衣料・医薬品の提供等)
- 2) 相談支援事業 (健康相談、生活保護相談、年金相談等)
- 3) 人権保護事業 (人権侵害に対する権利回復への取り組み等)
- 4) 入院支援事業 (入院時必需品の差し入れ、見舞い、病院との連絡等)
- 5) 自立支援事業 (住居設定、入居支援、生活保護申請支援、就労支援等)
- 6) 情報提供事業 (有益情報の提供及び地域社会への広報等)
- 7) 行政交渉及び行政との協働事業(行政との交渉、協力)

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を以て特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2) 賛助会員 この法人の活動を援助する為に入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長宛提出せねばならない。

- 2 理事長は、入会の申込みがあったときは、正当な理由のない限り入会を承認せねばならない。
- 3 理事長は、第1項の者の入会を認めない場合、速やかに、理由を付した書面を以て本人にその旨を通知せねばならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会に於いて別途定める入会金及び会費を、賛助会員は会費を納入せねばならない。

#### (会委員資格の喪失)

第9条 正会員は、次の各号の一に該当するに至った場合、その資格を喪失する。

- 1) 退会届を提出した場合
- 2) 本人が死亡した場合、又は正会員たる団体が消滅した場合
- 3) 正当な理由なく会費を2年度分滞納し、催告に応じず、納入しない場合
- 4) 除名された場合

#### (退会)

第10条 会員は、退会届を理事長宛提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合、総会の議決により、これを除名することができる。その際、当該会員に対しては、議決前に弁明の機会が与えられねばならない。

- 1) この定款等に違反した場合
- 2) この法人の名誉を傷つけた場合、又はこの法人の目的に反する行為を為した場合

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品については、理由の如何を問わず、これを返還しない。

- 2 ただし、前項の規程において、返還することが社会通念上の観点から妥当と考えられる場合においては、理事長はこれを返還することができる。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- 1) 理事5名以上
  - 2) 監事1名
- 2 理事の内1名を理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会に於いて選任する。

- 2 理事長は、理事による互選とする。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事、又は職員を兼ねることができない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基き、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - 1) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - 2) この法人の財産状況を監査すること。
  - 3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - 4) 前号の報告を為すため、必要ある場合には総会を招集すること。
  - 5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後二事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠の為、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わねばならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充せねばならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会が与えられねばならない。

- 1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為のあったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、必要に応じ事務局長及び専従その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員を以て構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 合併
- 4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- 5) 事業報告及び活動決算
- 6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- 7) 入会金及び会費の額
- 8) 借入金（その事業年度内の収益を以て償還する短期借入金を除く。  
第 48 条において同じ。）
- 9) 事務局の組織及び運営
- 10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
  - 1) 理事長が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - 2) 正会員の5分の1から会議の目的である事項を記載した書面を以て招集の請求があったとき。
  - 3) 第15条第3項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項1号及び2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集せねばならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以て、少なくとも開催5日前までに通知せねばならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの外、出席した正会員の過半数を以て決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 止むを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面を以て表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により評決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決につて、特別の利害を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成せねばならない。

- 1) 日時及び場所
  - 2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
  - 3) 審議事項
  - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が

署名または記名、捺印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事を以て構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるものの外、次の事項を議決する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 理事長が必要と認めたとき
- 2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を以て招集の請求があったとき。
- 3) 第15条第3項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集せねばならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以て、少なくとも5日前までに通知せねばならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の総数の過半数を以て決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 止むを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面を以て評決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成せねばならない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 理事総数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する。）
- 3) 審議事項
- 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名、捺印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを以て構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2) 入会金及び会費
- 3) 寄付金品
- 4) 財産から生じる収益
- 5) 事業に伴う収益
- 6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経ねばならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しない場合には、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の費用にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後に止むを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経てきて既定予算の追加又は更正を為すことができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経ねばならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第48条 予算を以て定めるものの外、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経ねばならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合所轄庁の認証を得ねばならない。

- 1) 目的
- 2) 名称
- 3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- 4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- 5) 社員の資格の得喪に関する事項
- 6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- 7) 会議に関する事項
- 8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに関わるものに限る）
- 10) 定数の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
- 2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能



- 3) 正会員の欠亡
- 4) 合併
- 5) 破産
- 6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得ねばならない。

3 第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得ねばならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において定めた他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 梅崎浩二

理事 **Kauss Marcel Jean**

理事 中村英子

理事 廣島 尚

理事 山崎吉男

監事 有川 宏

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から2005年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、

設立総会の定めるところによる者とする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員について、	入会金 3,000 円
	年会費 12,000 円
賛助会員について、	年会費 3,000 円

この定款は令和4年7月5日から施行する。

変更点については下記

- ① 第9条 第1項 3) 2年度分の記載を追記
- ② 第12条 第2項を追記
- ③ 第49条 第1項 6) 誤字修正
- ④ 第50条 第3項 誤字修正
- ⑤ 付則第6項の正会員の入会金について廃止